

大津市監査委員告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により、
令和 6 年 10 月 3 日に市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨
の通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 17 日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	津	田	穂	積
同	山	本	久	子
同	浅	井	貴	博

令和 5 年度
大津市包括外部監査結果に基づく
措置の通知に係る公表

大津市監査委員

令和5年度 包括外部監査の結果に基づく措置・取組一覧表

特定の事件 大津市スポーツ推進に関する財務事務の執行について

1. 全般意見

区 分 及 び 項 目		状 態 (R6.5.31現在)					担 当 所 属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置	
意見	1 大津市スポーツ推進施策のより一層の庁内連携と情報共有について		○		○	○	市民部スポーツ課
	2 大津市スポーツ推進に関する個別計画の目標管理のあり方について				○		市民部スポーツ課
	3 大津市スポーツ施設への空調設備の導入と長寿命化計画について				○	○	市民部スポーツ課、教育委員会事務局教育総務課
	4 大津市スポーツ施設のコスト情報の庁内共有と施設マネジメントについて		○		○		総務部行政改革推進課
	5 大津市スポーツ推進とまちづくり等の施策との協働連携について					○	市民部スポーツ課、都市計画部公園緑地課、教育委員会事務局教育総務課

2. 個別意見

(1) 市民部スポーツ課

区 分 及 び 項 目		状 態 (R6.5.31現在)					担 当 所 属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置	
結果	1 減免制度の根拠規程の公表について				○		市民部スポーツ課
	2 スポーツ協会の社員総会及び理事会の運営について	○					市民部スポーツ課
意見	1 施設の利用状況の分析について					○	市民部スポーツ課
	2 市民意識調査結果の活用及び改善結果の公表について					○	市民部スポーツ課
	3 施設の利用手続の簡便化について					○	市民部スポーツ課
	4 ライフサイクルコストまでを含めた施設マネジメントについて					○	市民部スポーツ課
	5 減免制度の周知方法について				○		市民部スポーツ課
	6 施設使用料の周知方法について	○					市民部スポーツ課
	7 藤尾市民運動広場用地の借地について					○	市民部スポーツ課
	8 市民プール（4施設）の今後のあり方の検討について				○		市民部スポーツ課
	9 市民プール（4施設）の指定管理者からの期別の事業報告書について	○					市民部スポーツ課
	10 市民プール（4施設）の指定管理者からの再委託について	○					市民部スポーツ課
	11 PFI事業の事後評価に向けた準備について		○				市民部スポーツ課
	12 比良げんき村のあり方について					○	市民部スポーツ課
	13 比良げんき村の多目的広場の利用料について					○	市民部スポーツ課
	14 大谷乗馬場について					○	市民部スポーツ課
	15 大石淀グラウンド・ゴルフ場開設後の運営の検討について					○	市民部スポーツ課
	16 スポーツ推進計画の進捗管理におけるスポーツ課の役割について	○			○		市民部スポーツ課
	17 アクションプランにおける事業目標の設定について					○	市民部スポーツ課
	18 スポーツデータ活用プロジェクトの今後の展開について	○					市民部スポーツ課
	19 大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金の補助対象経費について	○					市民部スポーツ課
	20 国スポ以降を視野に入れたスポーツ協会の方向性について				○		市民部スポーツ課
	21 地域スポーツ振興基金の充当事業の承認について	○					市民部スポーツ課
	22 令和4年度末時点の地域スポーツ振興基金の残高について					○	市民部スポーツ課
	23 スポーツ協会における相見積り入手の基準について				○		市民部スポーツ課
	24 スポーツ協会における賞与引当金の計上について					○	市民部スポーツ課

(2) 都市計画部公園緑地課

区 分 及 び 項 目		状 態 (R6.5.31現在)					担 当 所 属
		措置・改善済	取組中	方針決定	検討中	未措置	
結果	1 事業報告書（出納帳簿）について	○					都市計画部公園緑地課
	2 収支実績のモニタリングについて	○					都市計画部公園緑地課
	3 財務状況のモニタリングについて		○				都市計画部公園緑地課
	4 皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールの耐震補強工事について				○		都市計画部公園緑地課
	5 大津市公共施設予約システム等の賃借料の按分について			○			都市計画部公園緑地課
意見	1 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に向けた協議や計画策定について					○	都市計画部公園緑地課
	2 アクションプランにおける事業内容や数値目標の設定について				○		都市計画部公園緑地課
	3 月輪大池公園グラウンドの利用状況の確認について	○					都市計画部公園緑地課
	4 指定管理者に対する確認の徹底について		○				都市計画部公園緑地課
	5 事業報告書（管理業務の実施状況）について		○				都市計画部公園緑地課
	6 事業報告書（報告書の名称）について		○				都市計画部公園緑地課
	7 アンケートについて			○			都市計画部公園緑地課
	8 尾花川公園テニスコートの用途変更について					○	都市計画部公園緑地課
	9 受益者負担を考慮した使用料設定の検討について					○	都市計画部公園緑地課

(3) 教育委員会事務局学校教育課

区 分 及 び 項 目		状 態 (R6.5.31現在)						担 当 所 属
		措 置・改 善済	取 組 中	方 針 決 定	検 討 中	未 措 置	そ の 他	
結果	1 報告書の承認手続について	○						教育委員会事務局学校教育課
意見	1 事業評価の実施について		○					教育委員会事務局学校教育課
	2 外部指導者の指導時間について						○	教育委員会事務局学校教育課
	3 購入備品の確認について	○						教育委員会事務局学校教育課
	4 未申請理由の確認について	○						教育委員会事務局学校教育課
	5 事業費の流用承認手続について	○						教育委員会事務局学校教育課
	6 学校プールのあり方と地域との連携について				○			教育委員会事務局学校教育課

(4) 教育委員会事務局教育総務課

区 分 及 び 項 目		状 態 (R6.5.31現在)						担 当 所 属
		措 置・改 善済	取 組 中	方 針 決 定	検 討 中	未 措 置	そ の 他	
意見	1 学校体育館の空調設備の導入と長寿命化計画について						○	教育委員会事務局教育総務課
	2 長寿命化計画策定における庁内会議や地域団体等との意見交換について					○		教育委員会事務局教育総務課
	3 包括管理業務委託の導入と長寿命化計画に与える影響について					○		教育委員会事務局教育総務課
	4 学校体育館の有効活用に係る庁内連携について		○					教育委員会事務局教育総務課、総務部危機・防災対策課
	5 学校プールの老朽化と長寿命化計画の策定について						○	教育委員会事務局教育総務課
	6 学校プールの有効活用に係る庁内連携について				○			教育委員会事務局教育総務課、学校教育課

大津市スポーツ推進に関する財務事務の執行について

１ 全般意見

大津市スポーツ推進施策のより一層の庁内連携と情報共有について（全般意見１）（本報告書 32 頁）

１．事案の概要

ア．スポーツ推進計画改定版及びアクションプランの進捗管理の課題

市のスポーツ推進に関する施策を効果的効率的に実施するためには、スポーツ推進計画改定版及びアクションプランにおける事業の達成状況について、市は毎年実施しているスポーツ市民意識調査の結果を活用して適切に進捗管理を行うことが求められるが、以下のとおりいくつかの課題がある。

- ① アクションプランにおける様式のうち、終了した年度の各事業の実績、評価及び方向性の欄を空欄のまま公表している。
- ② 市に庁内連携会議を設置し、アクションプランの進捗管理について審議することになっているが、令和２年８月５日に審議を行った後、現在に至るまで開催されていない。また、外部の大津市スポーツ推進審議会の提言を受けることとしているが、令和２年度に改定前のアクションプランにより実施された事業の評価について、同審議会の下承を得ることなく審議会自体の開催を実施していなかった。
- ③ アクションプランにおける事業の数値目標がアウトプットとしての量的な目標になっており、アウトカム目標になっていないものがある。

こうした市の対応は、いずれもスポーツ推進計画改定版及びアクションプランについて適切に進捗管理を行っているのか、庁内外で突っ込んだ議論をするためのツールとして位置付けられているのか、市民に対してしっかりと情報発信しようとしているのか、疑義を生じさせるものと思料する。

イ．市のスポーツ推進に関する組織体制の課題

スポーツ推進計画改定版及びアクションプランの事業が関係所管課に多岐にわたることから、スポーツ課は関係所管課と密接な情報共有と連携を図り、地域の関係者とも同じ立ち位置で協議できる環境づくりが求められるが、以下のとおりいくつかの課題がある。

- ① 庁内連携会議の構成員に都市計画部公園緑地課長が含まれていない。
- ② アクションプランにおける公園緑地課の事業として公園施設バリアフリー等事業があるが、ユニバーサルデザイン化についてスポーツ課との協議を実施していない。
- ③ 学校体育館や学校プールの有効活用について、庁内での組織的な協議をしていない。

このようにスポーツ課がリーダーシップを発揮して、庁内の関係所管課と密接な情報共有と連携を図るべきところ、足元の組織体制やその運営については必ずしも十分な対応になっていないことが見て取れる。

２．監査の結果及び意見

スポーツ推進に関する事業を適切に進捗管理し、より大きな成果を引き出す組織体制の構築と情報共有を行うためには、以下の取組を行うことが考えられるので、市は改善に向けた対応を検討されたい。

- ・庁内連携会議の構成員として、新たに都市計画部公園緑地課長を入れるとともに、学校体育館を所管する教育委員会事務局教育総務課長の参画についても検討する。

- ・関係所管課の実務者連絡会議を設置し、統括管理するスポーツ課がリーダーシップを発揮して、アクションプランの目標の進捗状況について情報共有する仕組みを構築する。

- ・大津市スポーツ推進審議会に適宜に情報提供し、アクションプランの評価について改定年度の時期にかかわらず、切れ目なく有識者の立場からの提案を募る。

- ・アクションプランにおける終了した年度の各事業の実績、評価及び方向性の欄を記載した情報を適宜に公表する。

- ・事業目標をアウトプット指標のみならず、可能な限りアウトカム指標を設定し、スポーツ推進の成果の可視化を意識した目標管理を行う。

また、市のスポーツ推進を効果的効率的に進めるために全体最適の観点から考慮すると、ハード事業とソフト事業を区分した組織体制の見直しを検討する余地がある。たとえば、スポーツ施設のハード事業としての管理運営は、各所管課がこれまでどおり所管するのに対し、スポーツ施設のソフト事業としての管理運営は、スポーツ課が企画立案から管理運営の手法までの司令塔の役割を担うことが考えられる。

市は、今後、現行の縦割りのスポーツ施設の管理運営から、市のスポーツ推進を全体的に進める横断的な管理運営に転換する組織体制のあり方やスポーツ課の役割について、改めて検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中、検討中、その他（現状維持）】

スポーツ推進に関する事業の適切な進捗管理等に向けた組織体制の構築に関しては、庁内連携会議の構成員として公園緑地課長及び教育総務課長を追加することについて、協議・検討を進めるとともに、アクションプランの評価について、改定年度にかかわらず、大津市スポーツ推進審議会とより緊密に連携を図っていきます。一方で、実務者連絡会議については、庁内連携会議等で十分に情報共有等を図ることとし、設置は検討していません。

アクションプランにおける様式の各事業の実績、評価及び方向性の欄の記載に関しては、過年度分については記載し、公表を行いました。今後、終了した年度の各事業についても適切に様式に記載を行い、公表をしてまいります。

アクションプランの指標については、次期計画の策定時に、各事業の性質を考慮しつつ、アウトプット指標の設定が可能かを検討していきます。

また、各所管課のソフト事業については、それぞれの行政目的に基づいて実施される事業であるため、スポーツ課において企画立案から管理運営までの全てを担うことはできないものと考えますが、市全体のスポーツ推進を図る観点から適当な事業を次期計画に位置付けることを検討するとともに、同計画に位置付けた事業についてはアクションプランにより適切に進捗管理を行っていきます。

スポーツ施設の有効利用について、上記記載の内容を含め、引き続き庁内の関係所管課との

情報共有を図っていきます。 (スポーツ課)
大津市スポーツ推進に関する個別計画の目標管理のあり方について（全般意見 2）（本報告書 35 頁）
1. 事案の概要 市は毎年実施しているスポーツ市民意識調査を分析した結果について、以下のとおりスポーツ推進計画改定版及びアクションプランの目標管理に十分な活用を行っていない課題がある。 ・スポーツ市民意識調査結果で市が対応すべき優先順位が高い項目は、「重要度が高く満足度が低い」項目であり、市民の満足度が低いのは市の取組が十分でないか、取組はしているものの、その成果が市民に十分に伝わっていない可能性が考えられる。 ・スポーツ市民意識調査を基に具体的に改善した事項について、市民へのフィードバックを検証していないため、意見に対する施策への反映を市民に示す機会を逃している。 ・スポーツ施設の利用人数は把握しているが、年齢等の利用者の属性や利用者の増減分析がなされていないため、今後の施設の整備・充実における有用な判断材料とする機会を逃している。 2. 監査の結果及び意見 市が運動・スポーツ人口の増加に本気で取り組むのであれば、こうした分析の重要性を認識することは極めて大事であると考えられるが、市の対応はとても惜しいことであり、せっかくのチャンスを逃していると言わざるを得ない。 逆にこうした情報を上手く活用することができれば、データとファクト（事実）に基づく根拠のある施策展開を行うことが可能となる。そして、その結果をスポーツ推進計画に反映させ、アクションプランにおける目標の設定とその達成状況を検証するという PDCA サイクルを実行することが可能となることから、市はこれら一連の仕組みを構築することを検討されたい。
講じた措置の内容 【検討中】 市民意識調査等で得たデータについては、事業の見直しや新規事業検討の参考資料としての活用を図るため、内容の精査・分析等を行っていきます。 (スポーツ課)
大津市スポーツ施設への空調設備の導入と長寿命化計画について（全般意見 3）（本報告書 36 頁）
1. 事案の概要 市は、スポーツ施設（体育館等）への空調設備の導入を順次進めているが、今回の監査で市が所管しているスポーツ施設を調査したところ、スポーツ課では四つの市民体育館、公園緑地課では皇子が丘公園体育館ほか 17 の施設、教育総務課では小中学校 55 校の体育館にそれぞれ長寿命化計画が策定されているが、公園緑地課の施設を除き空調設備の導入の記載はされていない。 市がこれまでスポーツ施設（体育館等）について、積極的に空調設備の導入を進めてこなかったのは、スポーツ施設（体育館等）の設置した年代が比較的古く、当時はそれほど必要性がなかったことと財政上の問題が主たる理由と考えられる。

2. 監査の結果及び意見

近年の温暖化等の要因により毎年猛暑が続く気候になっており、災害時の避難所の環境改善の観点からも、児童等の熱中症対策からも、スポーツ施設（体育館等）に空調設備を導入する必要性が高くなっているものと思料する。また、学校体育館は地域の交流施設として学校開放され、地域の防災拠点としても位置付けられており、地域の活性化や防災目的など幅広い目的に活用できる。

市のスポーツ施設（体育館等）に空調設備を導入することの意義は、学校体育館に限らず全ての施設に言えることから、市は積極的に他の施策目的にも有効活用する観点から長寿命化計画に盛り込み、計画的な整備と維持管理を行うことを検討されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

体育館については、避難所や熱中症対策の観点から、空調設備の必要性は認識していますが、安心安全に利用いただくための老朽化に伴う長寿命化工事を優先しています。空調設備の導入については、施設ごとの今後の在り方等を踏まえ検討します。

（スポーツ課）

【その他（見解相違）】

「大津市学校施設長寿命化計画」は、計画期間を令和3年度から令和24年度までの長期的な視点で計画的に学校施設の長寿命化を図ることを目的としている一方、体育館の空調設備については、昨今の気温上昇など環境変化に対応するため、短期的に集中して整備する予定であることから、長寿命化計画に位置付けることは考えておりません。

引き続き、教育環境の改善や避難所としての機能強化のため、長寿命化改良工事に合わせた空調設備の整備に加え、「緊急防災・減災事業債」を活用した空調設備の整備に特化した事業を進めてまいります。

（教育総務課）

大津市スポーツ施設のコスト情報の庁内共有と施設マネジメントについて（全般意見4）（本報告書 38 頁）

1. 事案の概要

市は、平成30年12月に公表した大津市公共施設白書の中で、行政改革推進課が公共施設にかかるコストの状況において施設全体のコスト（維持管理費・事業運営費）情報を取りまとめている。公共施設マネジメントの取組のため、将来コスト推計にかかる基礎資料として各課に照会し取りまとめている内部資料であり、施設別の物件費と人件費、収入を集計している。

今回の監査でスポーツ施設全体の維持管理コストを試算したところ、市によれば、おおむね7億円強の経費を要しているが、行政改革推進課が取りまとめたコストは施設に直接支出される物件費と人件費は含まれているものの、減価償却費や施設を企画及び管理する間接的な人件費などは含まれておらず、フルコストを計上しているわけではない。

2. 監査の結果及び意見

スポーツ施設を運営するコストについては、施設の整備に関する投資的経費から維持管理経

費、そして閉鎖する際の実費までのフルコスト（ライフサイクルコスト）を可能な限り正確に把握することが求められる。それでない、次の更新投資や大規模修繕工事を行う事業などの積算の際に、トータルコストを把握しないまま計算することにより事業に支障をきたすリスクが生じるからである。

市は、行政改革プランにおける取組など現在進めている公共施設マネジメントへの対応を踏まえて、少なくとも施設に係るフルコスト（ライフサイクルコスト）を算定し、スポーツ施設別の収支状況を適切に把握する必要がある。また、こうしたフルコスト（ライフサイクルコスト）情報は、庁内で広く情報共有するとともに、これらの情報を所管課が積極的に活用して長寿命化計画を含む公共施設マネジメントに十分活用できる方法を検討されたい。併せて、施設使用料設定における原価の算定においても減価償却費等も含めたフルコストを基礎に、施設使用料設定の範囲の検討に活用することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中・検討中】

将来を見据えた公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントに向けた取組としては、大津市行政改革プラン（令和3年度～令和6年度）において、「新地方公会計財務諸表の分析・活用」に取り組んでいます。

具体的には、総務省及び地方公共団体金融機構による「経営・財務マネジメント強化事業（アドバイザー派遣）」を活用して、令和4年度から、大津市公共施設総合管理計画改訂時（令和9年度）における公会計情報の活用方法の検討を継続しており、令和6年度には、新たに公共施設の在り方検討における条件（コストを含む。）整理についても、アドバイザーの専門的な知見を得ながら検討しているところです。

また、庁内における情報共有については、これらの検討結果に限らず、これまでから市長を本部長として各部長が構成員となっている大津市公共施設マネジメント推進本部において説明・共有しているもので、加えて、施設情報を管理している公共施設マネジメントシステムは施設所管所属も操作権限を有しており、情報の活用に必要な環境は既に整備済みです。

さらに、施設使用料設定時の原価の算定範囲については「施設使用料設定基準（平成23年3月策定）」に定めており、当該基準の策定に当たっては算定方法や原価の考え方を含め、附属機関である「行政改革推進委員会」に諮問の上、決定したものです。今後、施設使用料設定基準の見直しを行う際、改めて行政改革推進委員会に諮問を行い、その答申を踏まえた上で原価の算定範囲を検討します。

（行政改革推進課）

大津市スポーツ推進とまちづくり等の施策との協働連携について（全般意見5）（本報告書 39頁）

1. 事案の概要

今回の監査で関係所管課にヒアリングを行い、現場視察をしたところであるが、改めてスポーツの持つ魅力を再認識した次第である。市は各地域に市民体育館や市民プールなどを設置し、多くの市民がスポーツ施設でスポーツを楽しんでいることを垣間見ることができた。また、皇子が丘公園や皇子山総合運動公園には市を代表する都市公園内に大規模の体育館や野球場、陸上競技場などがあり、市民を始めとする多くの利用者が賑わっていることがわかった。

今後、市がより一層のスポーツ推進の施策を進め、市民がスポーツを通じて WHO（世界保健機関）が定義しているウェルビーイング（Well-Being）にも繋がる幸福感を得られるとともに、スポーツの持つ魅力を上手く活用して、市の他の施策との相乗効果を得る方法を提案したい。

2. 監査の結果及び意見

まずは、公園緑地課が所管する大規模スポーツ施設である。市を代表する皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内のスポーツ施設の利用者は令和4年度ではいずれも利用者数が25万人を超えている。これだけ多くの利用者がいるのは、やはり大規模スポーツ施設自体の魅力と集客力があると言って良いと考えられる。

こうした市の貴重かつ重要な財産であり人が集まる集客力の高いスポーツ施設について、単にスポーツ推進に利用するだけでなく、「まちづくり」に寄与する施設として親和性のある観光振興や産業振興の施策との連携が考えられる。皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内の大規模スポーツ施設も長寿命化計画に基づき、今後いずれは大規模改修工事も行われることから、こうした他の施策との連携を視野に入れて大規模スポーツ施設の再整備を検討する必要がある。

次に、スポーツ課や教育総務課が所管するスポーツ施設や学校体育施設である。いずれも地域に密着した地域のスポーツ推進になくってはならない施設であり、スポーツを通じた地域の活性化の拠点になることが期待される。

今後は地域のスポーツ施設や学校体育施設における課題について、地域の市民の声を聴き、市民と一体となって課題解決を模索して行くことが求められる。また、スポーツ施設の管理運営については、より一層の合理化への対応が求められる。そのためには、スポーツ課はスポーツ施設の定型的な管理運営業務から脱却し、これらを効率的に実施する手法や組織体制を企画立案する業務に重点を置くための戦略を打ち出し、併せて他の関係所管課やスポーツ協会などとの役割分担を明確にする必要がある。

市は、こうした地域の課題を解決する手法の一つとして、スポーツを通じた更なる地域の活性化に繋がる施策を打ち出し、関係所管課や前述のスポーツ協会などと協働した上で、それを実施する拠点として地域のスポーツ施設や学校体育施設を有効活用することを検討されたい。

講じた措置の内容

【未措置】

地域活性化の拠点としてのスポーツ施設の有効利用について、庁内の関係所管課や関係団体等と情報共有を図っていきます。

（スポーツ課）

【未措置】

皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内の運動施設を活用したスポーツ推進及び他の施策との連携については、スポーツ推進を統括するスポーツ課と連携を図るとともに、皇子山総合運動公園の一部が新庁舎整備予定地となったことから、まちづくりの方向性についても今後検討していきます。

（公園緑地課）

【その他（現状維持）】

学校体育館の主な目的は、学校における教育活動であり、その活動に支障が生じない範囲内において目的外使用を認めています。現状、学校体育館は学校体育施設開放事業や目的外使用等で地域のスポーツ推進の施設としても活用されているところではありますが、現時点で、教育委員会として協働連携について具体的に検討する予定はありません。

(教育総務課)

1 個別意見

(1) 市民部スポーツ課

結果（１－１）減免制度の根拠規程の公表について（本報告書 86 頁）

1. 事案の概要

市民体育館、市民運動広場、坂本市民格技場、比良げんき村については、条例において「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定しており、その「特別の理由」を定めたものとして「減免基準（内規）」があるが、この減免基準は市ホームページには掲載されていない。また、市ホームページで減免制度を掲載している場合も、掲載しているのは一部のみである。

2. 監査の結果及び意見

減免基準（内規）は大津市行政手続条例に基づく審査基準に該当するものであるが、同条例上、行政上特別の支障があるときを除き審査基準は公にしておかなければならないこととされているように、減免がどのようなプロセスの下、どのような基準で行われているのかということは市民にとって重要な情報である。

特に、最終的な減免根拠が条例ではなく下位の内規による場合、当該基準とプロセスを透明化することそれ自体が内部統制上、非常に重要であり、今後はこのような公表の漏れがないように改善されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

減免制度については、市民体育館、市民運動広場、坂本市民格技場、比良げんき村の全ての施設について、ホームページ上での掲載に向けて手続を進めていきます。

(スポーツ課)

結果（１－２）スポーツ協会の社員総会及び理事会の運営について（本報告書 107 頁）

1. 事案の概要

令和４年度におけるスポーツ協会の社員総会及び理事会の運営について確認したところ、以下のような課題が見受けられた。

- a) 理事会の決議を経ることなく招集された社員総会が散見された。
- b) 社員総会議事録の法定記載事項である「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていないかった。
- c) 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について、毎事業年度４か月を超える間隔で２回以上とする旨の定款の規定がないため、３か月に１回以上実施しなければならないが、３か月以上の間隔が空いている場合があった。

2. 監査の結果及び意見 今後、スポーツ協会には、一般社団法人として、法人運営面におけるガバナンス体制を確立することが求められるため、上記1. 事案の概要で述べた問題点について改善されたい。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 監査結果をスポーツ協会と共有し、協議を行いました。スポーツ協会においては、令和5年度に開催された定時社員総会（令和5年6月17日）及び臨時社員総会（令和6年3月9日）については、いずれも直前の理事会において社員総会を招集する決議（日時、議案）を行うとともに、令和5年度の定時社員総会の議事録には、当日の「議長」を行った者の署名押印とともに「議事録作成者」として会長の署名押印を行っており、以降の社員総会でも同様の措置を講じることとされました。また、令和5年度は、定時社員総会において「代表理事及び業務執行理事の令和4年度の業務執行状況」を包括的に報告するとともに、以後、年度内に2回報告を行われています。2回目の報告は臨時社員総会（令和6年3月9日）の中で行われており、この総会において定款改正を行い、「代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上業務執行状況報告を行う義務を有する」旨の規定を設け、法で認められた範囲内での報告義務の緩和の措置を講じられました。 （スポーツ課）
意見（1－1）施設の利用状況の分析について（本報告書75頁）
1. 事案の概要 スポーツ課では、スポーツ推進計画改定版の指標の達成状況を把握し、市のスポーツ推進の問題点や課題、スポーツニーズ等を把握するため、毎年度スポーツ市民意識調査を実施している。 令和4年度の調査結果では、施設に不満を感じている人が多い結果となっており、「重要度が高く満足度が低い」項目として、特に「施設の整備・充実」は重点項目になっている。この点、どのような施設の整備・充実が必要かを検討するための重要な情報の一つが、利用状況の分析である。しかし、スポーツ課では、学校体育施設開放事業を含めた各施設の利用人数は把握しているものの、年齢等の利用者の属性の把握も利用者の増減分析もなされておらず、地区別、季節別、曜日別等の利用特性も不明である。 2. 監査の結果及び意見 具体的にどのような施設の整備・充実が必要かを検討するための重要な情報の一つが、利用状況の分析である。各地区でどのような属性の利用者がどのような利用を多くされているかといった利用特性をきめ細かく把握し、今後の将来人口動態や周辺環境などのその他の情報と合わせて検討することで、今後の施設の整備・充実の方向性を定めるための有用な判断材料となる可能性がある。 EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案）を推進するためにも、市は分析の重要性を認識した上で、施策に取り組まれない。
講じた措置の内容 【その他（見解相違）】

今後の施設の整備・充実の方向性を定める上では、現状、スポーツ施設の利用の多くが団体利用であることを鑑みれば、利用者の属性及び利用特性よりも団体の属性や利用特性を把握することがより重要であると考えています。したがって、団体の利用特性等の分析を進め、これに基づく政策立案を進めてまいりたいと考えております。 (スポーツ課)
意見(1-2) 市民意識調査結果の活用及び改善結果の公表について (本報告書 76 頁) 1. 事案の概要 毎年度実施しているスポーツ市民意識調査の目的は、「市のスポーツ推進の問題点や課題、スポーツニーズ等を把握する。」ことであり、それをスポーツ施策に反映させることが目的である。中でも対応すべき優先順位が高い項目は「重要度が高く満足度が低い」項目である。 2. 監査の結果及び意見 既存の施設を活用でき、かつ、比較的少ない予算で実現可能な項目、たとえば「スポーツに関する指導者の育成」「障害のある人や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進」は、既にアクションプランの取組項目とも重複する。これらの項目の満足度が低いということは、取組が十分でないか、取組はしているものの、その成果が市民に十分に伝わっていない可能性が考えられる。アクションプランの進捗状況の管理に当たっては、こうした市民意識調査結果も十分に考慮されたい。 また、当該調査を基に具体的に改善した事項もあるが、その事実が市民に十分にフィードバックされていないように思われる。たとえば当該事項を市ホームページにおいて当該調査結果と並べて掲載し、意見が施策に反映され、「自治」が行われていることを市民に示すことは、市民と自治体の信頼関係の醸成にも繋がると考えられ、今後はこのような改善結果の公表を検討されたい。
講じた措置の内容 【未措置】 今後、アクションプランの事業の進捗状況に応じて改善を図るに当たっては、市民意識調査の結果を十分に精査した上でこれを踏まえて検討を行うとともに、アクションプランの指標についても、次期計画策定時、市民意識調査の結果も考慮した上で見直しを行います。また、市民意識調査結果を参考に改善した事項があれば、ホームページへの掲載等を検討します。 (スポーツ課)
意見(1-3) 施設の利用手続の簡便化について (本報告書 77 頁) 1. 事案の概要 スポーツ市民意識調査では、「施設の利用手続が簡単であること」も市民にとって重要な要素となっている。利用手続に手間と時間がかかることは心理的な障壁となり、利用希望者を遠ざけることに繋がる上、利用者の満足度を低下させる。 現在、市民体育館、市民運動広場を利用する際は、大津市公共施設予約システムで利用者登録・仮予約を行った上で、施設窓口で申請し、料金が発生する場合は納付書を受け取り、施設近隣の金融機関にいったん出向いて料金を納付し、再度窓口に戻って許可書を受け取ることで初めて利用が可能になる。例外として和邇市民体育館・和邇市民運動広場のみ、隣接する和邇

文化センターの窓口で現金で支払っている。
2. 監査の結果及び意見 他の地方自治体の公共施設でも、キャッシュレス決済や口座振替を導入している自治体が増えてきている。 市においてもデジタルイノベーション戦略を支える柱の一つ「キャッシュレスに対応した電子納付の推進」を掲げている。利用者が「便利になった。」と実感することが利用する上での心理的な障壁を取り除き、運動・スポーツ人口の増加に繋がるため、利用者の目線に立って継続的な改善に取り組まれない。
講じた措置の内容 【未措置】 施設予約システムの更新に合わせたキャッシュレス決済などの導入について、庁内の関係所管課と情報共有を図り、検討をしてみたい。 (スポーツ課)
意見(1-4) ライフサイクルコストまでを含めた施設マネジメントについて(本報告書 80 頁)
1. 事案の概要 行政が施設の老朽化対応等を議論する場合、建設費用(イニシャルコスト)、維持管理費用(ランニングコスト)を分けて議論することが多く、それら全てを含めたライフサイクルコスト(施設が作られてからその役割を終えるまでにかかる費用、すなわち、物件費+減価償却費+人件費)を基に議論することが必ずしも十分に行われていない。 2. 監査の結果及び意見 「施設ごとにどれだけ公費が投入されているか。」という情報は、ライフサイクルコストや、それと収入の差引である収支を算定して初めて得られるものであり、行政が施設マネジメントを検討するためだけではなく、市民にとっても非常に重要な情報であると考えられる。市においても公共施設のあり方は継続的に検討されてきているが、個別の施設単位で、スポーツ施設におけるライフサイクルコストや収支を基にした検討は十分に行われていない。 市でも行政改革プランにおける取組など一定の取組を進めていることは評価される場所であるが、地方公会計制度は単に財務書類を作成し公表することが目的ではなく、その情報を活用することに真の意義がある。行政内部の施設マネジメントの観点、市民の市政参画の観点、市民の市政への信頼醸成の観点からも、ライフサイクルコストまでを含めた施設別の収支情報を活用することを検討されたい。
講じた措置の内容 【未措置】 スポーツ施設の在り方を検討する際にはライフサイクルコストを意識して進めてまいります。 (スポーツ課)
意見(1-5) 減免制度の周知方法について(本報告書 86 頁)
1. 事案の概要

一部の市民運動広場と比良げんき村については、市ホームページに減免制度の案内がない。前者は市外利用者がほばないことを理由に案内しておらず、後者は特段の理由はない。 2. 監査の結果及び意見 「市外利用者がほばない。」という実態に合わせるのではなく、減免制度の案内はすべきである。比良げんき村も含めて、今後は周知漏れがないように改善されたい。
講じた措置の内容 【検討中】 市外利用者の有無にかかわらず、減免制度の案内については、ホームページ上での掲載に向けて手続を進めていきます。 (スポーツ課)
意見（１－６）施設使用料の周知方法について（本報告書 86 頁）
1. 事案の概要 市民プールの料金については、１回券と回数券の２種類があるが、市ホームページでは回数券が何回分なのかが不明である。市民プール条例別表では「11 枚綴」と記載があり、その金額から 10 回分の料金で 11 回分利用できることが推測できるが、大半の利用者はわざわざ条例まで確認しない。 2. 監査の結果及び意見 初めて利用しようとする利用者の目線で市ホームページを見ると、情報が不足しており不便である。利用者の立場に立って、利用者が事前にホームページで情報を簡単かつ網羅的に把握できるように、わかりやすく丁寧な広報に努められたい。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 市ホームページにて、回数券の表記に 11 枚綴と追記しました。その他利用者にとって必要な情報が把握できるよう、掲載する情報の精査を行いました。 (スポーツ課)
意見（１－７）藤尾市民運動広場用地の借地について（本報告書 87 頁）
1. 事案の概要 スポーツ課は、市内 12 か所の市民運動広場の管理運営を行っているが、藤尾市民運動広場については、個人から用地を賃借している。いずれも毎年、固定資産税・都市計画税の税額に一定額を加算した金額で合意し賃借料を決定している。現在まで、藤尾学区には他に代替性のある施設が存在しないため、引き続き借地を行っている。 2. 監査の結果及び意見 市は個人の用地を継続して賃借する予定であるが、賃貸借契約は１年ごとの契約である。代替地はなく、仮に相続などの理由により借地契約が中断となった場合は、藤尾市民運動広場を設置できなくなる恐れがあることから、市は市民が不利益を受けることのないよう、長期契約が可能かどうかについて検討すべきである。

講じた措置の内容 【未措置】 長期契約については地権者と協議の上、検討してまいります。 (スポーツ課)
意見(1ー8) 市民プール(4施設)の今後のあり方の検討について(本報告書 87 頁) 1. 事案の概要 スポーツ課所管の市民プールは、伊香立市民プール(昭和 59 年設置)・坂本市民プール(昭和 62 年設置)・晴嵐市民プール(平成 7 年設置)・曾束市民プール(平成 9 年設置)・富士見市民温水プール(平成 30 年設置)の 5 施設である。富士見市民温水プールは、新富士見 PFI(株)が管理・運営を行っており、比較的新しいプールである。その他の市民プール(4 施設)は、(株) linkworks が指定管理者として管理・運営を行っている。 市民プールの設置目的は、市民プール条例によると、市民の健康の保持増進を図るため、市民にスポーツ、レクリエーションの場を提供することである。伊香立市民プール・坂本市民プール・晴嵐市民プール・曾束市民プールは、地区環境整備事業の一環としての整備など、地域固有の政策として小規模なプールが整備されたが、各プールで老朽化が進行し、年々改修費などがかさんできている。現在の指定管理の契約は令和 6 年度までであり、令和 7 年度以降のあり方についての検討が必要な状況である。 2. 監査の結果及び意見 利用者数は、平成 31 年度においては 9 千人弱であったが、令和 2 年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大による影響が大きく、7 千人を下回っている。伊香立市民プールの耐用年数の期限が令和 6 年に迫るなど、施設の長寿命化対策や増加が予想される修繕費を踏まえた収支の改善をどのように図っていくのかについて、市は引き続き適切なスケジュールでの検討を進められたい。
講じた措置の内容 【検討中】 市民プールについては、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間は引き続き指定管理の契約を行う予定であります。施設の老朽化が進行していることから、継続して検討を進めてきたところであり、今後、地元及び関係課と具体的に協議・調整を図り、今後の在り方について検討を進めていきます。 (スポーツ課)
意見(1ー9) 市民プール(4施設)の指定管理者からの期別の事業報告書について(本報告書 88 頁) 1. 事案の概要 市民プールのうち、伊香立市民プール・坂本市民プール・晴嵐市民プール・曾束市民プールの 4 施設については、指定管理者において管理が行われている。市と指定管理者とでは、「大津市伊香立市民プール、大津市坂本市民プール、大津市晴嵐市民プール、大津市曾束市民プールの管理に関する基本協定書(令和 3 年 11 月 22 日付け)が締結されている。この基本協定書第 22 条において、指定管理者は市に対して月別、期別及び年次の事業報告書を提出すること

とされている。

2. 監査の結果及び意見

令和4年度において、期別の事業報告書の記載内容を確認したところ、第3期については、第3期（令和4年12月から令和5年3月まで）分の管理業務に係る経費の収支状況の記載はあったが、第1期及び第2期については、第1期（令和4年4月から7月まで）分及び第2期（令和4年8月から11月まで）分の記載はなかった。なお、年次報告書においては、第1期、第2期及び第3期の期別の管理業務に係る経費の収支状況の記載がされていた。

市は指定管理者に対しては、協定に従った期別事業報告書の記載を求めるとともに、適切なタイミングで管理業務に係る経費の収支状況の把握を行うべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

1期、2期、3期における経費の収支状況については、それぞれの期別報告書に記載を求め、令和5年度においては協定どおりの報告がなされました。今後も協定に従った期別事業報告書の提出を求めるとともに、適切なタイミングで状況の把握を行っていきます。

（スポーツ課）

意見（1—10）市民プール（4施設）の指定管理者からの再委託について（本報告書89頁）

1. 事案の概要

市民プールのうち、伊香立市民プール・坂本市民プール・晴嵐市民プール・曾東市民プールの4施設については、指定管理者において管理が行われている。市と指定管理者とでは、市民プールの管理に関する基本協定書が締結されており、基本協定書第29条において、指定管理者が管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わす場合には、市による承認が必要とされる旨、規定されている。

令和4年度は、指定管理者から市に対して、第三者への委託に関する（変更）承認申請書が事前に提出され、市から指定管理者に対しては第三者への委託に関する承認通知書により承認がされている。その際には委託業務の概要が示されている。

承認された委託業務のうち、設備管理業務以外については、実際の支払額は予定支払額の範囲内であったが、設備管理業務については、実際の支払額が支払予定額を上回っている。その理由は、当初は営業中における設備管理業務のみを委託する予定であったが、設備の経年劣化に鑑み、施設の立上げ準備を含む施設管理業務についても委託したためである。委託料が承認を受けた金額を超えた場合でも、当初に承認があった業務及び契約先の場合は、指定管理者から市に特段の承認を得ることなく、委託業務を実施していた。

2. 監査の結果及び意見

当初の承認があった業務及び契約先であっても、業務内容が変わったことにより、委託料が承認を受けた金額を超える場合は、市は改めて指定管理者に対し、業務内容の仕様変更に伴う承認を求めるように要請すべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

業務内容の変更を行う場合は、改めて市に対して承認申請を行うよう、指定管理者に指導しました。 (スポーツ課)
意見(1-11) PFI 事業の事後評価に向けた準備について (本報告書 93 頁)
1. 事案の概要 富士見市民温水プールは、移転・再整備の事業手法を検討した結果、市初となる民間資金により社会資本を整備し、民間事業者のノウハウを活用して公共サービスを提供するという PFI 手法を導入し、平成 30 年 10 月に利用開始している。富士見市民温水プールの PFI の事業期間の終期は、今から約 10 年後の令和 16 年 3 月である。 その後については、市は引き続き当該プールを運営するのか否か、また、引き続き運営する場合は PFI を含めた様々な手法を用いて、民間の創意工夫を活用するのか否かを再度検討することになると考えられる。 2. 監査の結果及び意見 事業期間満了後の当該プールの運営・活用方法の検討に当たっては、適切に事後評価を実施し、PFI 事業における課題や反省点を明らかにし、今後の事業方式の選定や事業内容の改善に活かすことが必要不可欠である。また、当該プールは市として初の PFI 事業であるため、この事後評価の過程及び結果は、市の他の PFI 事業にとっても非常に有益な情報となり得るものと考えられる。 事後評価を実施するためには、事業開始当初及び事業期間中の情報の蓄積が重要である。事後評価に向けた準備を着実に進められたい。
講じた措置の内容 【取組中】 PFI 事業の開始当初から現在まで、事業の課題等の情報を収集しており、今後も引き続き必要な情報の収集に努めるとともに、収集した課題等の分析を進め、適切な事後評価に資するよう、適宜、精査・分析し、整理した上で、情報の蓄積を進めていきます。 (スポーツ課)
意見(1-12) 比良げんき村のあり方について (本報告書 94 頁)
1. 事案の概要 比良げんき村は、昭和 61 年に開設され、平成 18 年の旧志賀町との合併により市の所有となった。当初は教育委員会の所管であったが、その後の組織改編により、現在は市民部スポーツ課の所管となっている。令和 3 年度から令和 7 年度まで、(株) linkworks が指定管理者となった。 比良げんき村は、スポーツ (キャンプ場及び登はん壁) に係る施設とプラネタリウムなど教育その他に係る施設の複合施設である。令和 4 年度の利用者数 12,773 人の内訳をみると、スポーツに係る施設の利用者数は、7,555 人で約 6 割である。(株) linkworks が指定管理者となって以来、利用者数は増加しているが、これは同社が近隣で運営している「びわ湖青少年の家」などとの連携効果による市外の利用者の増加が主な要因である。

2. 監査の結果及び意見 比良げんき村の収支は、令和2年度はプラスであったが、令和3年度と令和4年度においてはマイナスであった。これは新型コロナウイルス感染症の影響のほか、利用者数の増加を図るため目標人数を1万人とする一方、支出の増加を容認したことも原因である。 令和4年度の利用者数 12,773 人のうち、市外の利用者数は 7,057 人であり半数以上となっている。また、キャンプ場と登はん壁といったスポーツ施設の利用者数 7,555 人は、全利用者数の6割に満たないことから今後、指定管理者と密に連携し、更なる市民利用増に繋がる施策を講じられることを検討されたい。
講じた措置の内容 【未措置】 比良げんき村は利用者数が増加傾向にあるものの、収入の増加に直結していない状況です。今後、収支改善に向けて、スポーツ施設の利用者数の増加及び収入増に繋がる施策等について指定管理者と協議していきます。 (スポーツ課)
意見(1—13) 比良げんき村の多目的広場の利用料について (本報告書 95 頁)
1. 事案の概要 比良げんき村は、スポーツ(キャンプ場及び登はん壁)に係る施設とプラネタリウムなど教育その他に係る施設の複合施設である。比良げんき村は、大津市立野外活動施設条例に基づき設置されており、利用料金の額は、条例の別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることとされている。したがって、各施設を有料とする場合は、条例の別表にその施設が記載されていることが前提となる。 大津市立野外活動施設条例の別表に記載されていない施設のうち、利用者が使用する施設は、多目的広場、遊具、便所及び駐車場であり、いずれも無料で使用することとなっている。これらのうち、遊具は、トランポリン、ターザンライダー、流星スライダー、冒険砦、ロープ登り、フィールドアスレチックなどの野外の遊具であり、使用料は一般的に無料とされている。便所及び駐車場は、利用者の交通の便を考慮するなどのため使用料は無料とされている。 2. 監査の結果及び意見 多目的広場は全敷地面積 32,277 m²のうちの3分の1ほどの 10,630 m²の面積があり、グラウンド・ゴルフなど野外活動のほかスポーツ活動としても使用できるものである。多目的広場は隣地が駐車場であり、車での利用者にも便利な広場となっており、現状は無料で使用できる。これは、本施設は旧志賀町との合併(平成18年3月20日)前に開所された施設であり、開所当初から借地している土地所有者から「地元配慮した利用」をとの意向もあり、市民運動広場などと同様に市民の利用については無料としたものである。 こうした経緯は一定の理解ができるものの、大石緑地スポーツ村の多目的グラウンドや市民運動広場のグラウンドが有料であることとのバランスを考慮すると、今後も無料であることについては議論の余地がある。よって、市は施設の収支改善の観点からも少なくとも、市民以外の利用については有料化とすることを検討されたい。
講じた措置の内容 【未措置】

多目的広場の市民以外の有料化については、指定管理者とともに、課題等の把握に努めます。 (スポーツ課)
意見(1—14) 大谷乗馬場について (本報告書 96 頁)
1. 事案の概要 大谷乗馬場は、米軍の乗馬場が市に払い下げられ、その後現在地に移転したものである。大谷乗馬場は指定管理者により管理されており、現在の指定期間は、令和3年度から令和5年度までである。指定管理者は、大津市乗馬連盟であり、市が大谷乗馬場を運営する目的は、幅広い市民のためのスポーツ施設であることが前提である。 指定管理業務の令和4年度の決算書の概要は、以下のとおりである。 収入9,020千円のうち、指定管理料収入は1,278千円、施設利用料金は106千円、自主事業の収入は7,636千円である。施設利用料金については、料金表が定められており、馬場利用料と厩舎利用料からなる。実際は大津市乗馬連盟の会員による馬場の利用については、利用料は無料とされており、令和4年度においては馬場利用料の収入はない。支出8,347千円のうち、主なものは給料・手当2,648千円及び飼育料1,907千円であった。 2. 監査の結果及び意見 指定管理業務の報告書に添付されている指定管理者の損益計算書をみると、売上高の内訳としての指定管理の委託料1,278千円は「補助金収入」と記載されている。損益計算書の記載を指定管理料収入と改めることが望ましい。一方、大谷乗馬場の利用者数は、毎年度おおむね1,500人前後である。大谷乗馬場の利用者は、主として大津市乗馬連盟の会員と市内にある膳所高校の馬術部であり、このほか乗馬体験やイベントの参加者がいると思われる。大谷乗馬場の利用者について、市民と市民以外についての調査は行われていない。 しかしながら、スポーツ市民意識調査の調査結果報告書(令和5年3月)において、大谷乗馬場を利用したことがある市民は、0.6%でいずれも年齢は50歳から79歳までであった。大谷乗馬場は、現状では市民が活発に利用している施設とはいえないことから、改めて市民のスポーツ振興の観点から、市が今後も大谷乗馬場を運営することの可否について検討を行う必要がある。
講じた措置の内容 【未措置】 施設の老朽化が顕著な上、旧耐震構造のため大規模改修が必要といった施設の課題に加えて、進入路についても市有地と国有地が混在するなど土地の課題もあり、そうしたことも踏まえて大谷乗馬場の運営について検討していきます。 (スポーツ課)
意見(1—15) 大石淀グラウンド・ゴルフ場開設後の運営の検討について (本報告書 98 頁)
1. 事案の概要 大石淀グラウンド・ゴルフ場整備は、平成22年にグラウンド・ゴルフ協会から市議会への請願に基づき決定され、大津クリーンセンター最終処分場閉鎖後の敷地を利用するものである。事業の目的は、幅広い世代が楽しむことができるスポーツを行う機会作りである。大石地区に新名神高速道路の大津サービスエリア(仮称)及び新名神大津スマートインターチェンジ

(仮称)が今後開設されるのに伴い、近隣他都市からのグラウンド・ゴルフ大会の誘致を図ることを目指している。グラウンド・ゴルフ場の供用開始は、令和6年度を予定している（全体で32ホール）。

大石淀グラウンド・ゴルフ場に係る整備の概要は、以下のとおりである。

平成29年度に実施設計業務が開始し、令和3年度から工事が開始された。令和4年度においては、造成工事が完了し、トイレ・東屋の建設工事が行われた。令和5年度中に整備事業が完了する予定である。

大石淀グラウンド・ゴルフ場の供用開始後は、同規模施設を参考にし、年間利用者は7,200人を想定している。収支については検討中である。当面の間、直営で市が運営し、利用状況を踏まえ、適切な運営方法について、検討していく予定である。

2. 監査の結果及び意見

グラウンド・ゴルフ場の近接に新名神高速道路の大津サービスエリア（仮称）及び新名神大津スマートインターチェンジ（仮称）の開設による利用者数の増加が見込まれる一方、グラウンド・ゴルフ大会誘致が不確実といった利用者数が見込みを下回る不安定要素もある。現時点において、年間利用者数や維持管理経費を含む収支等、実際に運営しないと正確な利用状況の把握が困難であることから、一定期間、市直営での運営はやむを得ないと考える。収支予測は慎重に行われているが、適宜見直しを行うべきである。周辺の大石緑地スポーツ村や他の類似施設においては指定管理等の導入が一般的であり、同施設の運営についても、指定管理やPFI等民間事業者に移管するよう、検討を進められたい。

講じた措置の内容

【未措置】

大津大石淀グラウンド・ゴルフ場については、令和6年6月に開場する予定であり、今後、まずは利用状況等を正確に把握し、その上で適切な運営形態について見極めてまいります。

（スポーツ課）

意見（1—16）スポーツ推進計画の進捗管理におけるスポーツ課の役割について（本報告書 99頁）

1. 事案の概要

スポーツ推進計画は、平成28年3月におおむね10年間の計画期間として策定され、その後、令和3年3月に中間見直しとして改定されており、現行のスポーツ推進計画改定版の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっている。また、スポーツ推進計画改定版の実施計画として、スポーツ推進計画改定版と同一の計画期間を対象とするアクションプランが策定されている。

今般の包括外部監査において、スポーツ課によるスポーツ推進計画改定版及びアクションプランの進捗管理の状況を確認したところ、次のような課題が見受けられた。

a) 庁内連携会議はスポーツ推進計画改定版に基づく施策の推進及びその進行管理を所掌事務としているが、令和2年8月5日に開催された後、現在に至るまで開催されていなかった。また、庁内連携会議の委員には、市の代表的なスポーツ施設を所管する都市計画部公園緑地課長が含まれていなかった。

b) スポーツ推進計画改定版の進捗管理においては、大津市スポーツ推進審議会の提言を受けることとしているが、改定前のアクションプランの最終年度に当たる令和2年度の事業の実施状況の評価について、同審議会の議題とされていなかった。 c) アクションプランの様式には、実績、評価及び方向性を記載する欄が設けられているものの、終了した年度の各事業の当該欄が空欄のまま市のホームページにおいて公表されていた。
2. 監査の結果及び意見 以上のような課題は、スポーツ課がアクションプランの実績を把握するため、単に各所管課に行った照会に対する回答を取り纏めることに終始していることに起因しているのではないかと考える。スポーツ推進計画改定版やアクションプランの進捗管理のみならず、目標に対する達成状況を適宜公表することは、市のスポーツ推進を行う施策の説明責任を果たす上で、極めて重要である。また、市のスポーツ推進を行う施策を担当する所管課は多岐にわたることから、庁内が連携かつ一体となって成果を上げるためには、統括管理するスポーツ課の役割がより一層求められるものと思料する。 今後、スポーツ課がスポーツ推進計画を総括する立場から、市におけるスポーツ振興の方向性についての全庁的な検討を主導する役割を果たすことを期待する。
講じた措置の内容 【措置・改善済、検討中】 庁内連携会議への公園緑地課長等の追加等の推進体制の見直しを進めるとともに、アクションプランの評価について切れ目なく大津市スポーツ推進審議会に諮っていくことで、全庁的にスポーツ振興の主導を行っていきます。また、アクションプランにおける様式の過年度分の各事業の実績、評価及び方向性の欄については必要事項を記載し、公表を行いました。 (スポーツ課)
意見(1—17) アクションプランにおける事業目標の設定について (本報告書 103 頁)
1. 事案の概要 アクションプランにおける大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費の事業目標は、令和元年度の実績を参考として、「交付競技団体数：10 団体」とされているが、スポーツ協会に加盟している競技団体は合計 44 団体（令和5年6月1日現在）であり、事業目標として低すぎるのではないかとと思われる。 また、スポーツ協会においても、補助金の交付実績のある加盟団体以外における各種教室等の実施状況は把握していないとのことであった。 2. 監査の結果及び意見 今後は、スポーツ課及びスポーツ協会において、全ての加盟団体における活動状況を把握し、補助金の交付先となり得る競技団体への働きかけを行うなどした上で、必要に応じて、交付競技団体数の目標値を見直すことを検討されたい。
講じた措置の内容 【未措置】 本補助金がより多くの競技団体の活動支援につながるよう、スポーツ協会と連携し周知する

とともに、次期計画策定時には、その時点における実情を踏まえ、アクションプランの指標が適切なものとなるよう、検討します。 (スポーツ課)
意見(1-18) スポーツデータ活用プロジェクトの今後の展開について (本報告書 105 頁)
1. 事案の概要 「スポーツデータ活用プロジェクト」は、希望する市内小学校にて、web 会議アプリによる外部指導者のオンライン授業や、GPS 測定器を装着して運動することにより取得したスポーツデータを活用し、運動・スポーツ意欲及び能力の向上を図ることを目的とする事業であり、アクションプランにおける本事業の方向性は「拡大・強化」とされている。そして、本事業に関連した委託業務において委託先が作成した業務計画書では、事業の効果として、「子供達の成長」及び「教員の成長」が掲げられている。 しかし、本事業の数値目標は「令和7年度における実施10校」という、アウトプットとしての量的な目標になっており、本事業の事業効果として「子供達の成長」や「教員の成長」に繋がるアウトカムの目標になっていない。 2. 監査の結果及び意見 本事業において期待される事業効果を踏まえると、授業実施後の児童及び教員の行動変容にどの程度寄与しているのか、継続的に検証する必要がある。また、「教員の成長」に向けては、教育委員会との連携が不可欠である。 今後の展開に当たっては、スポーツ課において、事業効果の測定のあり方や教育委員会との連携に留意するとともに、アウトカムとしての目標設定への変更の可否についても十分検討する必要がある。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 アクションプランでは実施校数を目標値としていますが、事務事業評価の成果目標を今年度より「事業の運動への寄与率」に見直しました。今後も引き続き、教育委員会と連携し、事業の効果検証を行っていきます。 (スポーツ課)
意見(1-19) 大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金の補助対象経費について (本報告 106 頁)
1. 事案の概要 大津市学区体育団体連絡協議会運営補助金について、補助金交付基準における補助対象経費と実績報告における費目の構成が異なっていた。 2. 監査の結果及び意見 補助対象額の支出に係る証憑を閲覧し、補助金の交付目的に沿った支出であることを確認したが、補助金交付基準と実績報告における費目の構成の整合性を確保しておく必要がある。
講じた措置の内容 【措置・改善済】

団体から報告される費目名と、補助金交付基準における補助対象経費の費目名が必ずしも一致しないことから、令和5年度の報告から、補助金交付基準に記載のない費目の内容を精査し、交付基準の費目に置き換えて査定するとともに、学区体育団体連絡協議会に指導しました。

(スポーツ課)

意見(1-20) 国スポ以降を視野に入れたスポーツ協会の方向性について(本報告書 109 頁)

1. 事案の概要

スポーツ協会は、令和4年4月1日付けで一般社団法人化し、「組織強化4か年計画」に基づき、組織基盤の強化に取り組んでいる。「組織強化4か年計画」の初年度に当たる令和4年度におけるスポーツ協会の収益構造を踏まえると、今後のスポーツ協会の運営において懸念される点は以下のとおりである。

- a) 令和4年度におけるスポーツ協会の経常収益は 35,288 千円であるが、このうち市からの収入は 29,264 千円と、82.9%を占めている。また、地域スポーツ振興基金 15,000 千円は令和4年度限りの収入であるが、これを除いたとしても 70.3%と高い状況にある。
- b) 地域スポーツ振興基金については、令和4年度から令和7年度までの4年間に於いてその全額を事業に充当されることから、令和8年度以降は、新たな財源を確保しない限り、同基金を活用して実施している事業を終了せざるを得ない状況になると考えられる。

2. 監査の結果及び意見

上記1. 事案の概要で述べた状況を踏まえると、今後、スポーツ協会と市において、以下のような観点から更なる検討を求めたい。

- a) スポーツ協会の担う業務に着目して、委託化や事業補助としての位置付けへの変更など、市が相応の負担を行うために適切な支出の方法を検討する必要がある。また、市がスポーツ推進の施策について責任をもって運営するパートナーとして、スポーツ協会の自立化を促しつつもより緊密な連携の下、効果的かつ効率的な事業の実施が可能となるように、人的財政的支援を検討する必要がある。
- b) スポーツ協会としては、市からの負担金による事業について、参加料の水準を見直したり、積極的にプログラムへの広告を募集したりする対応を検討しているが、他の収入が増額することにより、市からの負担金が減額されるのであれば、そのような対応を行う誘因は働かないため、スポーツ協会の経営努力が報われるような支出の仕組みを構築する必要がある。
- c) 指定管理業務への参入に向けた情報収集のため、現に指定管理者に指定されている他の外郭団体との連携を模索することが現実的であると考えられる。
- d) 「組織強化4か年計画」の進捗管理を適切に実施し、状況の変化に応じて計画の見直しを行う必要がある。

講じた措置の内容

【検討中】

- a) b) スポーツ協会への運営補助については、負担金事業や補助金事業を実施するための人件費を運営補助として交付しており、協会の自立化も見据えて、令和4年度に地域スポーツ振興基金へ出捐金を拠出するなど、財政的な支援を行ってきました。また、本市から拠出する負担金については、スポーツ協会と協議し、スポーツ協会の経営努力が報われるような支出の仕

組みとなるよう、見直しを検討していきます。今後も、法人化したスポーツ協会の自主自立に向けて、スポーツ協会と連携を図ります。 c)d) スポーツ協会と監査結果を共有し、今後の方針等について検討を進めています。 (スポーツ課)
意見(1-21) 地域スポーツ振興基金の充当事業の承認について (本報告書 114 頁)
1. 事案の概要 「地域スポーツ振興基金に拠出する出捐金に関する覚書」には、事業計画及び予算について、市がその内容を精査し、承認する旨の規定が設けられているが、書面による承認は行われていなかった。 2. 監査の結果及び意見 スポーツ課によると、スポーツ協会とは定期的に協議しており、本出捐金を充当する事業や収支予算について確認しているとのことであるが、充当する事業は限定されており、事業執行における経済性の確保も求められることから、スポーツ課において行った精査の内容やスポーツ協会に対する承認の通知は文書化し、保存しておく必要がある。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 地域スポーツ振興基金事業の事業計画及び予算について、令和4年7月15日付けで取り交わした「地域スポーツ振興基金に拠出する出捐金に関する覚書」と照らし合わせて内容の精査を行い、その結果を「地域スポーツ振興基金事業の事業計画及び予算に係る承認通知書」としてスポーツ協会に文書で通知しました。 (スポーツ課)
意見(1-22) 令和4年度末時点の地域スポーツ振興基金の残高について (本報告書 115 頁)
1. 事案の概要 スポーツ協会では、地域スポーツ振興基金について専用の普通預金口座を設けて管理している。また、市では、地域スポーツ振興基金の残高を出捐金として財産に関する調書に記載しており、スポーツ協会における普通預金口座の残高と同額を出捐金としている。 しかし、厳密には、地域スポーツ振興基金の令和4年度末の残高は、普通預金口座の残高に対し、令和4年度中に実施された事業に関連して発生した未収金や未払金を調整した額であると考えられる。また、スポーツ協会の貸借対照表において、地域スポーツ振興基金の残高が一般正味財産として計上されている。 2. 監査の結果及び意見 スポーツ協会において、公益法人会計基準の規定に基づき、地域スポーツ振興基金の残高(未収金及び未払金の調整後の額)を一般正味財産ではなく、指定正味財産として計上すべきである。市においても、スポーツ協会の貸借対照表に指定正味財産として計上された額を出捐金として財産に関する調書に掲記することにすれば、市側の処理とスポーツ協会側の処理が整合することになると考える。
講じた措置の内容

【その他（現状維持）】 監査結果についてスポーツ協会と共有し、協議を行いました。スポーツ協会としては顧問税理士と協議の上、現状のまま計上することで問題ないものと判断されています。 （スポーツ課）
意見（１―23）スポーツ協会における相見積り入手の基準について（本報告書 117 頁）
1. 事案の概要 スポーツ協会では、令和４年度において、地域スポーツ振興基金を活用した事業として、大津市皇子山総合運動公園内にびわ湖毎日マラソン記念モニュメントを整備している。モニュメントの整備に当たっては、地元の石材店及び建設会社に工事を発注しているが、スポーツ協会には相見積りを入手する基準がないため、契約先の選定において、相見積りが入手されていない状況となっていた。 2. 監査の結果及び意見 スポーツ協会において、相見積りを入手する金額的基準を明確にした上で、一定金額以上の契約を行う際には、相見積りを入手し、契約先を選定する必要がある。
講じた措置の内容 【検討中】 監査結果についてスポーツ協会と共有し、協議を行いました。監査結果を踏まえ、スポーツ協会においては、現在の事業において令和４年度のびわ湖毎日マラソンのレガシー事業による支出以外は、すべて１００万円未満であり、例年の市民駅伝競走大会事業における計測業務委託については、委託金額が約７０万円程度のところ、きわめて特殊な業務であり、適当な競争業者も存在しないため、事実上の一社随契とならざるを得ない状況で、この業務を除くと５０万円を超えることもほばない状況であるため、相見積りの導入について思案されているところです。 （スポーツ課）
意見（１―24）スポーツ協会における賞与引当金の計上について（本報告書 117 頁）
1. 事案の概要 スポーツ協会では、就業規則において、毎年６月１日及び１２月１日に月額給与の１.25 か月分の賞与を支給することとしているが、賞与引当金を計上していない。 2. 監査の結果及び意見 収益と費用の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性を的確に把握するためには、賞与を支給時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。スポーツ協会の財政的規模からすると無視できない影響があると考えられるため、公益法人会計を適用するのであれば、賞与引当金を計上する必要がある。
講じた措置の内容 【その他（現状維持）】 監査結果についてスポーツ協会と共有し、協議を行いました。スポーツ協会としては顧問

税理士と協議の上、現状のまま計上することで問題ないものと判断されています。

(スポーツ課)

(2) 都市計画部公園緑地課

(結果 2 - 1) 事業報告書(出納帳簿)について(本報告書 134 頁)

1. 事案の概要

指定管理者は指定管理の基本協定書に基づき、市に事業報告出納帳簿を提出することとなっているが、月次・年次の事業報告には出納帳簿は含まれていなかった。

2. 監査の結果及び意見

市は、事業報告においては出納帳簿の提出確認を徹底し、出納帳簿の通査やサンプルチェックを実施することが必要である。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和 5 年 1 2 月に、指定管理者に対して、月次・年次の事業報告時に出納帳簿を提出するよう指示をしました。以降、指定管理者からは事業報告時に出納帳簿の提出を受けており、当課において提出された出納帳簿の確認を行っています。

(公園緑地課)

(結果 2 - 2) 収支実績のモニタリングについて(本報告書 134 頁)

1. 事案の概要

大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針Ⅳモニタリングの項目、3 サービス提供の継続性、安定性の確認と評価では、事業計画書と収支実績との比較により、事業報告書(月次・期別・年次)に記載されている収支状況、自主事業の実施状況を含め、指定管理者指定申請時の収支計画と乖離していないか等を確認することとなっている。この点、実績報告では、毎月・年度の施設ごとの収支状況の報告はされているものの、計画時の見込みと実績についての比較が実施されていない。

2. 監査の結果及び意見

市はモニタリング指針に基づく予実比較を実施し、計画・実績の分析を実施することが必要である。また、指定管理の支出実績は、各施設の利用料金算定の基礎である原価となることから、必要に応じて支出内容の適切性をチェックすることが必要である。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和 5 年 1 2 月に、指定管理者に対して、収支状況の報告の際には、事業計画書との乖離を確認するとともに、乖離が大きい場合には分析結果の報告をするよう指示をしました。

なお、令和 5 年度の第 3 期及び年次のモニタリングから、上記の方法で予実比較を行っています。

(公園緑地課)

(結果 2－3) 財務状況のモニタリングについて (本報告書 135 頁)
1. 事案の概要 大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針Ⅳモニタリングの項目、4 財務状況及び労働条件のモニタリング、(1) 財務状況モニタリングについては、市は財務状況モニタリングを実施することとなっているが、事業報告では団体の貸借対照表及び損益計算書等が提出されておらず、財務状況モニタリングを実施できていない。 2. 監査の結果及び意見 市は今後、大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に準拠した財務状況モニタリングを実施することが必要である。
講じた措置の内容 【取組中】 令和 6 年 5 月に、指定管理者に対して、毎年決算報告後の貸借対照表及び損益計算書を提出するよう指示をしました。今後は、提出された貸借対照表及び損益計算書を基に、指定期間中の財務状況モニタリングについても実施していきます。 (公園緑地課)
(結果 2－4) 皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールの耐震補強工事について (本報告書 135 頁)
1. 事案の概要 皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールは昭和 50 年代に設置された市営プールであり、既に設置から 40 年以上経過しているため老朽化が進んでいる。市は皇子が丘公園プールについて耐震診断調査を実施したが、3 棟で構造耐震判定指標が必要な耐震基準を満たしておらず、耐震補強工事が必要と判定された。雄琴臨水公園プールにおいても同様の状態であるという。調査当時の耐震補強工事を行った場合の概算工事費用は、約 80,000 千円を見込んでおり、近年の人件費や資材の高騰を考えると、現時点では更に増額する可能性もあるという。 2. 監査の結果及び意見 既に老朽化が相当進んでいる施設であり、地震が発生し、施設が倒壊した場合には市民の安全・安心が脅かされるリスクも高いため、早急に耐震補強工事を実施するか、施設の建替えあるいは廃止も検討すべきである。
講じた措置の内容 【検討中】 耐震基準を満たしていない皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールについては、施設の廃止も含め今後のあり方について検討していきます。 皇子が丘公園のプール棟については、屋根の一部が剥がれていることから、令和 6 年度予算に損傷状況を確認するための委託料を措置しています。 (公園緑地課)
結果(2－5) 大津市公共施設予約システム等の賃借料の按分について (本報告書 137 頁)
1. 事案の概要

市が大津市公共施設予約システムを導入するに当たって、5年間のリース契約という内容でシステム会社と契約しており、リース料は各施設を管理する所管課に一定の按分率で按分され、按分後の金額を所管課が負担している。監査人がこの按分計算の合理性を確認するために根拠資料の提出を求めたところ、根拠資料は保管されておらず、「当時の担当者が各所管課の施設数又は部屋数によって按分しているものと推測される。」との回答であった。

2. 監査の結果及び意見

根拠資料や算定方法が不明確なままだと、新たに担当者が一から根拠資料を収集し、算定方法を検討することになる。担当者の業務が不効率になることから根拠資料の保管が必要である。また、公園緑地課においては管理する施設が多いという理由のみで予約システムの負担が大きくなっているが、予約システムの活用も考慮し、予約システムの負担に関する市の考え方を明確にし、その考えに基づいた按分計算を実施すべきである。

講じた措置の内容

【方針決定】

現在運用している公共施設予約システムは、令和8年4月に更新を予定していることから、更新の際には、費用の按分方法について関係各課と協議を行い、考え方を明確にするとともに、根拠資料については適正に保管します。

(公園緑地課)

意見(2-1) スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に向けた協議や計画策定について(本報告書 131 頁)

1. 事案の概要

スポーツ庁が第3期スポーツ基本計画で記載しているユニバーサルデザインと市がアクションプランで記載しているバリアフリーは、以下のとおり対象や目的が異なる。

項目	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	障害者・高齢者	全ての人
目的	社会的な障壁をなくすこと	使いやすさを重視したデザイン

ユニバーサルデザインが対象者や目的をより拡大したものであることから、公園施設バリアフリー等事業を担当する公園緑地課にその対応状況を確認したところ、「公園緑地課が管理するスポーツ施設は、あくまで都市公園の効用を全うするために設けられた公園施設であることから、ユニバーサルデザイン化について、スポーツ課との協議は実施していない。」との回答であった。

2. 監査の結果及び意見

公園緑地課が管理する皇子山総合運動公園は市を代表するスポーツ施設であり、スポーツ施設や公園施設を超えた「まちづくり」に寄与する施設と考えられる。スポーツ庁のユニバーサルデザイン化ガイドブックでは、「地域の集いの場となるようなスポーツ施設のあり方の検討」や「まちづくりに寄与するよう様々な主体との連携したスポーツ施設づくりの実施」

を提案しており、必要な対応として「行政機関内における連携の強化」を示していることから、スポーツ課等の関係部署とユニバーサルデザイン化に向けた協議を実施し、今後のアクションプランの改定や皇子山総合運動公園の改修・改築等の計画策定を実施されたい。
講じた措置の内容 【未措置】 ユニバーサルデザイン化については、スポーツ課等の関係部署と協議を行い、今後の方針等について研究していきます。 （公園緑地課）
意見（２－２）アクションプランにおける事業内容や数値目標の設定について（本報告書 132 頁）
１．事案の概要 アクションプランの目標については、令和３年度は明確に数値目標が記載されているものの、令和４年度以降については、公園施設バリアフリー等事業が「要望等に応じて、実施時期とともに検討」、都市公園における運動施設の維持管理事業が「長寿命化計画等に基づき、継続的な実施を検討」と記載されており、ともに事業内容や数値目標が明確に示されていない。 公園緑地課は都市公園施設としての効用を優先する立場にあり、公園施設バリアフリー等事業が予算的にも措置されておらず、具体的な数値目標を公園緑地課自身で設定することは難しいことも考えられる。アクションプランを取りまとめたスポーツ課からは、公園緑地課が提出した記載案については特に指摘はなかったとのことである。 ２．監査の結果及び意見 アクションプランが計画の進捗管理に用いられていることから、具体的な事業内容や数値目標が設定されていなければ、その後の実績評価や今後の方向性を定めることも難しくなるため、公園緑地課はスポーツ課等の関係部署と具体的な事業内容や数値目標を設定するよう協議するとともに、市はその協議に基づき、アクションプランを達成するための予算措置を行うことも検討されたい。
講じた措置の内容 【検討中】 大津市スポーツ推進計画は令和７年度までの計画となっていることから、アクションプランの事業目標に具体的な事業内容や数値目標を設定することについては、計画期間内の変更も含めて、今後スポーツ課と協議を行っていきます。 （公園緑地課）
意見（２－３）月輪大池公園グラウンドの利用状況の確認について（本報告書 138 頁）
１．事案の概要 市は月輪大池公園の維持管理について住民団体に委託し、維持管理料を支払っている。月輪大池公園には無料で使用できるグラウンドがあり、市はその利用状況を管理するため、住民団体から毎月、当月の利用状況（実績）と翌月の利用状況（予定）の提出を受け、課内で回覧し確認を行っているとのことである。

監査人が令和４年度における月輪大池公園グラウンドの利用状況について住民団体から提出された資料を確認したところ、利用状況（実績）の資料にもかかわらず、利用状況（予定）の資料の記載内容と変わらず、「予備日」と記載されたままのものが２件発見された。また、令和４年度の月輪大池公園グラウンド利用状況について提出された資料は毎月、前月に提出された予定と当月の実績が同じものであった。

２．監査の結果及び意見

市が確認する際には単に形式だけでなく、当日の天候等も勘案し、予定と実績に変更がなかったかなど、実質的な内容についても住民団体にヒアリング等を行い確認すべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和６年４月分の報告から、利用状況（実績）と利用状況（予定）を確認し、不自然な点があれば、随時、ヒアリングを行い、内容を確認しています。

（公園緑地課）

意見（２－４）指定管理者に対する確認の徹底について（本報告書 139 頁）

１．事案の概要

令和５年３月度事業報告書の収支報告では、指定管理全体の利用料金収入と施設ごとの利用料金収入が記載されている。全体の利用料金収入年額は 232,714 千円であるのに対し、施設ごとの利用料金収入年額の合計は 231,909 千円と 803 千円相違していた。

上記の状況のほか、（結果２－１）事業報告書（出納帳簿）についての出納帳簿の確認不足や（結果２－２）収支実績のモニタリングについて、（結果２－３）財務状況のモニタリングについてといった結果も生じており、その根底には指定管理者に対する確認不足があるように見受けられる。

２．監査の結果及び意見

公園緑地課は、大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に準拠したモニタリングを実施し、指定管理者が提出する資料は適時の確認を徹底する必要がある。

講じた措置の内容

【取組中】

令和５年１２月に、指定管理者に対して、事業報告書等の提出書類については金額等も含め精査した上で提出するように指示しました。また、指定管理者から提出のあった各種資料については、確認を徹底するとともに、必要に応じて指定管理者へ修正を求めています。

（公園緑地課）

意見（２－５）事業報告書（管理業務の実施状況）について（本報告書 139 頁）

１．事案の概要

指定管理者は、年間管理業務作業計画書を作成し、施設保守点検業務・清掃業務・巡回業務等の管理業務について、施設ごと・月ごとの回数を計画している。管理業務の実績報告では、管理業務について、施設ごと・月ごとに実績回数が記載されているが、計画と実績の回数が異なっているにもかかわらず特に理由は記載されていない。

2. 監査の結果及び意見 管理業務について、計画回数と実績回数に乖離が生じた場合は理由を記載するようにし、仕様書の水準が未達となっていないか、提案書の達成状況がどうかについても確認することを検討されたい。
講じた措置の内容 【取組中】 令和6年5月に、指定管理者に対して、管理業務について、計画回数と実績回数に乖離が生じた場合は、実績報告書に理由を記載するよう指示しました。なお、乖離が生じた場合は、仕様書の管理水準を満たすように、指定管理者と業務内容について調整を行います。 （公園緑地課）
意見（2－6）事業報告書（報告書の名称）について（本報告書 139 頁）
1. 事案の概要 年間管理業務の実績報告書の名称が、年間管理作業予定表となっていた。 2. 監査の結果及び意見 報告書の名称が適切か留意されたい。
講じた措置の内容 【取組中】 令和6年5月に、指定管理者に対して、事業報告書等の提出書類については名称も含め内容を精査した上で提出するように指示しました。また、指定管理者から提出のあった各種資料については、確認を徹底するとともに、必要に応じて指定管理者へ修正を求めています。 （公園緑地課）
意見（2－7）アンケートについて（本報告書 139 頁）
1. 事案の概要 大津市都市公園指定管理業務仕様書（都市公園（226 公園）、都市公園プール、におの浜ふれあいスポーツセンター 共通）では、次のとおり記載されている。 2 管理運営方針 （3） 利用者ニーズの把握 サービス提供の効果確認及び更なるサービス向上のため、3 半期ごとに1 度以上利用者に対しアンケートを実施することとします。アンケートを実施する際は、内容について事前に市の承諾を得ていただきます。また、アンケート実施結果及び対応方針についても3 半期ごとに報告していただきます。 指定管理者はイベント開催時にアンケートを実施しているが、事業報告書ではアンケートの実施結果及び対応方針に関する報告は含まれていなかった。 2. 監査の結果及び意見

アンケートの実施結果及び対応方針に関する事項は今後のより良い事業の推進に活用できる情報になると考えられることから、事業報告書においてもアンケート結果のまとめ・利用者満足度向上のための取組を含めることを検討されたい。
講じた措置の内容 【方針決定】 アンケートの実施結果及び対応方針については、事業報告書に含めて提出を求めています。 （公園緑地課）
意見（２－８）尾花川公園テニスコートの用途変更について（本報告書 140 頁）
１．事案の概要 公園緑地課が管理する有料のスポーツ施設について、監査人が利用者数や稼働率の状況をヒアリングしたところ、皇子が丘公園や皇子山総合運動公園、大石緑地スポーツ村のテニスコートでは稼働率が 70%を超えている一方、尾花川公園のテニスコートでは、令和 2 年度から令和 4 年度まで一定して稼働率が 20%強と低い状況にある。 ２．監査の結果及び意見 市に多くのテニスコートがある中で、利用者数や稼働率が低い尾花川公園テニスコートをどのように有効活用するかについては議論の余地がある。市は今後も同公園のテニスコートを維持するとしても、今後は公園緑地等として管理する場合の費用とテニスコートとして管理する場合の費用を比較衡量して、費用対効果を踏まえた有効活用の方法を検討されたい。
講じた措置の内容 【未措置】 尾花川公園テニスコートの有効活用の方法については、今後検討していきます。 （公園緑地課）
意見（２－９）受益者負担を考慮した使用料設定の検討について（本報告書 142 頁）
１．事案の概要 市は施設使用料設定基準に基づく使用料の算定を平成 30 年に実施しており、この結果に基づき、令和元年と令和 4 年に２段階で使用料改定を行っている。監査人は市が実施した施設使用料設定基準に基づく資料を入手し、主な施設について原価率の算定等の分析を実施したが、皇子が丘公園の小体育館を除き、原価が使用料を大きく上回っていることが判明した。現行の施設使用料設定基準では、原価に減価償却費等が入っていないことに加え、物価高騰により更に原価率が高くなっていることが予測される。 ２．監査の結果及び意見 市は、施設使用料設定基準で算定された使用料になるよう引き続き経費削減と使用料改定に努めるとともに、減価償却費等も含めたフルコストでの原価に基づいた使用料も算定し、利用可能な国、県等からの補助や起債も勘案した上で、老朽化した施設の建替え等にかかる財源の確保についても検討されたい。
講じた措置の内容

【未措置】

施設の維持管理においては、指定管理者制度を導入していることから適正な維持管理を行いつつ経費削減に努めます。また、使用料については、「施設使用料設定基準（平成 23 年 3 月策定）」に基づき算定を行っていることから、今後も同基準の原価の範囲に応じて算出を行っていきます。

（公園緑地課）

(3) 教育委員会事務局学校教育課

結果(3-1) 報告書の承認手続について（本報告書 150 頁）

1. 事案の概要

アクティブマネジメント事業の事業費により備品を購入した学校においては、指導主事による学校訪問を実施して授業参観を行い、指導助言を行っている。当該訪問に関する報告書を指導主事が作成しているが、当該事業の対象となった石山小学校の報告書を確認したところ、確認押印欄に押印がなく、いつ、だれが、どのように確認したかが事後的に確認できない状況が見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

今後においては、報告書の提出後速やかに確認作業を実施するとともに、適切な承認手続を実施すべきである。また、授業改善テクニカルサポート事業における真野小学校の報告書においても同様の状況が確認されており、適切な対応をすべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和 5 年度以降、当該訪問に関する報告書には、各校の指導案等を添付し、いつ、どのような活動が行われていたのかを事後にも確認できるようにし、確認後は、確認欄に各々が押印し、保管するように改善しました。

授業改善テクニカルサポート事業においても、同様の措置を講じています。

（学校教育課）

意見(3-1) 事業評価の実施について（本報告書 150 頁）

1. 事案の概要

部活動指導員事業の目的は「指導員を配置することにより、技術指導にとどまらず、部活動の運営や練習計画の作成、人間形成、生徒指導、大会への引率などを担うことによる教員の負担軽減を目指す。」とされている。だが、当該事業において事後的な評価を実施していないため当該事業を実施した結果、どの程度教員の負担軽減という目的が達成できたのか不明な状況が見受けられた。

また、事業評価を適切に実施しないまま、毎年指導員を増員し予算が増加している状況であり、当該予算増加の正当な理由が不明確な状況が見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

今後においては改善状況等について指導員を派遣している学校から報告を受け、当該報告

を検討することにより事業評価を実施するとともに、その結果に基づき予算の増加要求を実施すべきである。
講じた措置の内容 【取組中】 令和５年度末に部活動指導員配置校から「部活動指導員配置校に係る報告書」の提出を求め、学校における成果と課題を調査しました。 今後も、毎年度末には、学校に調査を行い、成果と課題を評価し、予算の増加要求の必要性について検討をしていきます。 (学校教育課)
意見(３－２) 外部指導者の指導時間について (本報告書 150 頁)
１．事案の概要 外部指導者の指導時間は部活動外部指導者活用事業実施要項第８項において「年間３５回以内、１回の指導時間は２時間程度」と上限が定められているが、実際には当該上限時間を超えて指導が実施されている事実があることが確認された。 ２．監査の結果及び意見 外部指導者は地域貢献への関心が高いことから、追加の報償費が支払われないにもかかわらず、上限時間を超えて熱心に指導しているとのことであるが、上限時間を超える指導について必要性があるのであれば、必要に応じて上限時間の延長及び予算の増額を要求することについて検討する必要がある。
講じた措置の内容 【その他（現状維持）】 学校の部活動は、活動時間を２時間程度としていることから、実施要項のとおり、「年間３５回以内、１回は２時間程度」で妥当であると考えています。実際の指導時間が大きく分離し、上限時間を超える指導が見受けられる場合は、適切な指導時間となるよう、部活動外部指導者の配置校に指導しています。 (学校教育課)
意見(３－３) 購入備品の確認について (本報告書 151 頁)
１．事案の概要 アクティブライフマネジメント事業に関する報告書の内容について検証したところ、事業費により備品を購入した学校に訪問しているにもかかわらず、当該事業で購入した備品の実査に関する記載項目が報告書になく、事業の実施内容と報告書の内容にずれが見受けられた。 ２．監査の結果及び意見 今後においては、報告書のフォーマットを修正し、購入備品について現物確認をするよう改善が必要である。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 令和５年度以降、事業費により備品を購入した学校については、指導主事が現物確認を行

い、購入備品及びこれを授業で使用している様子について報告書に記載するように報告書様式を改善しました。
(学校教育課)
意見(3-4) 未申請理由の確認について(本報告書 151 頁)
1. 事案の概要 アクティブライフマネジメント事業の消耗品費予算の対象校は9校であるが、実際に実施された学校は6校しかなく、残りの3校については対象となっていたにもかかわらず、申請がなかった。この3校については当該事業が実施されておらず、消耗品の購入だけでなく訪問による授業参観の実施もないまま終了しており、市は未申請であった3校に対して申請がない理由について確認していないため、申請が不要であったのか、申請を失念してしまったのか不明な状況であることから、当該予算の必要性についての判断が困難な状況が確認された。 2. 監査の結果及び意見 今後においては不要とする場合においても、その理由を記載した書面を提出させることにより現場の状況を把握し、翌期以降の予算編成に関する検討資料とする必要がある。また、不要な学校があるのであれば、その要因を分析した上で、他の学校に予算を配分する又は当該予算を翌期以降において削減する等の対応策について検討する必要がある。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 令和5年度以降、アクティブライフマネジメント事業対象校については、授業参観及び消耗品購入が計画的に実施されるよう進捗管理をしており、予定した全ての学校で実施できています。 (学校教育課)
意見(3-5) 事業費の流用承認手続について(本報告書 151 頁)
1. 事案の概要 小学校体育連盟の決算報告書について支出及び返還金の確認は実施されているが、細目の予算と決算額の差異について分析及び確認が実施されておらず、予算を超えて支出されているもの、予算より決算額が少ないものについてその理由が確認できない状況にあった。 2. 監査の結果及び意見 今後においては、特別な事情により細目の予算間で流用を行う場合には、その理由と承認に至った経緯について書面を作成し、事後的に検証可能とする必要がある。また、当該理由の重要性の有無により、今後の予算編成に反映させる必要性についても併せて検討すべきである。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 小学校体育連盟に対し、報告や確認、記録の作成を含め、予算執行における留意点等を指導しました。引き続き、予算執行手続における報告・確認作業を徹底するよう、小学校体育

連盟に対し、指導をしていくとともに、同連盟からの報告等を十分に確認した上で、必要に応じ、予算編成内容についても指導を行っていきます。 (学校教育課)
意見（３－６）学校プールのあり方と地域との連携について（本報告書 152 頁）
１．事案の概要 学校プールは小中学校 55 校に設置され、教育目的で使用する夏季限定の施設であり、維持管理に年間平均 54,000 千円の経費が掛かっている。また、長寿命化計画の対象として計画的な更新を進めるのであれば、ますます財源上の課題が生じることは容易に想定される。 今後、市においても人口減少と少子化が進行する中で学校プールのあり方が問われることになり、関係所管課の間で検討されたようであるが、具体的な進展を示す事実は認められなかった。 ２．監査の結果及び意見 学校プールのあり方については、施設のハード面とソフト面に区分して検討することになる。前者は、市の教育委員会が平成 28 年 12 月に公表している「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」における学校規模に応じた教育環境の充実策との整合性を担保する必要がある。そして、学校プールのあり方によっては影響を受ける地域の関係者とも十分な協議を行い、地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められる。 後者は、保健・体育科の学習目標を達成するためのよりよい方法として、水泳指導を民間プールや外部の専門的な指導者の協力を得て行うことが考えられる。市営プールや民間プールを使用する場合は、マイクロバスなどの移動手段及び移動時間の問題、更には民間活力を利用した場合の直営との経費比較など、検討すべき事項は多岐にわたる。これらの事項も地域の関係者とも十分な協議を行い、実施可能性について検討する必要がある。 市は、市営プールのあり方についても検討していることから、こうした点との整合性も考慮した上で、学校プールのあり方について速やかに実施可能性を関係所管課と協議し、その結果を公表することを検討されたい。
講じた措置の内容 【検討中】 令和 5 年度以降、市営プールを所管するスポーツ課や民間施設の設置者、スポーツ協会等と学校プールの在り方について協議を重ねています。引き続き、学校での水泳学習における市営プールの利用や外部の指導者活用等について関係部局とともに検討してまいります。 (学校教育課)

(4) 教育委員会事務局教育総務課

(意見 4－１) 学校体育館の空調設備の導入と長寿命化計画について（本報告書 164 頁）
１．事案の概要 市は、ごく最近まで学校体育館に空調設備を導入する考えはなかった。学校体育館に空調設備を設置する場合の文部科学省の補助金を活用する要件として、断熱性確保の工事が必要であるが、当該工事には多額の経費が掛かり、補助金の上限額や補助率の期限など補助要件

に制約があったことによる。

ところが、市は令和 5 年 11 月議会の答弁で学校体育館の空調設備の設置について方針転換し、来年度から新たに長寿命化改良工事に着工予定の小中学校に空調設備を導入する方向に舵を切ったようである。

2. 監査の結果及び意見

学校体育館は、一義的には教育目的で設置される公共施設であるが、現時点でも学校体育館は地域の交流施設として学校開放されているのであり、地域の防災拠点としても位置付けられている。学校体育館を単に教育目的の公共施設として捉えるのではなく、地域の活性化や防災目的など幅広い目的に活用できることを示しており、地方自治体においても工夫が求められるところである。

市は学校体育館に空調設備を導入する方向に転換したようであるが、学校体育館の空調設備の導入には国の「緊急防災・減災事業債」や民間企業では体育館向け冷暖房システムの新技術など様々な制度や手法、更には新しい技術の開発も出ている。今後予定される学校体育館の空調設備の導入に際しては、学校体育館を教育目的だけでなく市の他の施策目的にも有効活用する観点から学校施設の長寿命化計画に盛り込み、財源を含む計画的な整備と維持管理を行うことを検討されたい。

講じた措置の内容

【その他（見解相違）】

「大津市学校施設長寿命化計画」は、計画期間を令和 3 年度から令和 24 年度までの長期的な視点で計画的に学校施設の長寿命化を図ることを目的としている一方、体育館の空調設備については、昨今の気温上昇など環境変化に対応するため、短期的に集中して整備する予定であることから、長寿命化計画に位置付けることは考えておりません。

引き続き、教育環境の改善や避難所としての機能強化のため、長寿命化改良工事に合わせた空調設備の整備に加え、「緊急防災・減災事業債」を活用した空調設備の整備に特化した事業を進めてまいります。

（教育総務課）

（意見 4－2）長寿命化計画策定における庁内会議や地域団体等との意見交換について（本報告書 165 頁）

1. 事案の概要

市は、学校施設の長寿命化計画の策定に際して、庁内調整を図って決定しているが、その調整及び決定過程を示す議事録などの記録は残っていなかった。本計画では財政部門などとも連携を図りながら、進捗状況を管理し整備を進める旨の記載があるが、庁内調整をどのような手順で進めるかについて具体的な手法までは記載されていない。

また、学校体育館が地域の活性化や防災目的など幅広い目的に活用できることから、地域の各種スポーツ団体等地域のスポーツ推進を担う関係者等との意見交換が必要だが、学校開放委員会等の関係者に対して、工事実施前の説明会の機会等において整備水準の概要説明を行っているものの、本計画の策定前に具体的な意見交換等は行っていなかった。

2. 監査の結果及び意見

市は文部科学省が令和4年3月に公表している「小学校施設整備指針」や他都市の事例などを踏まえて、本計画における庁内調整の手順や決定方法を明らかにするとともに、その調整及び決定過程を示す議事録などの記録を残して可視化することを検討する必要がある。また、今後は本計画の更新など適切な時期に改めて地域の関係者と意見交換を行い、双方が当事者意識を持って本計画を効果的効率的に実施するための協議を行うことを検討されたい。

講じた措置の内容

【未措置】

今後、計画の更新を行う際には庁内会議等の記録を可視化するよう努めます。また、スポーツ団体を含む地域の関係者との意見交換については、計画の更新時などの機会を捉え、検討いたします。

(教育総務課)

(意見4-3) 包括管理業務委託の導入と長寿命化計画に与える影響について(本報告書166頁)

1. 事案の概要

市は、現在、各所管課が実施している公共施設の維持管理に関する事務の効率化や情報の一元化、管理水準の均質化を目的として、保守点検や清掃、除草などの施設管理に共通する業務に関する包括管理業務委託の導入を検討している。

この包括管理業務委託の対象施設に小中学校55校が含まれているが、空調設備保守点検などの業務はいずれも学校施設の維持管理業務を対象としているものであり、所管課においても包括管理業務を委託する事業者による一元管理を行うことで、事務の効率化を図ることが導入の目的であると認識している。

2. 監査の結果及び意見

包括管理業務の目的が委託する事業者による一元管理を行うことで、事務の効率化を図ることにあるのはそのとおりである。だが、その目的達成は短期的な効果が期待されるだけでなく、中長期的には包括管理業務委託を実施する中で学校施設の老朽化対策や長寿命化に資するものでなければならない。

このため、市は今後、包括管理業務委託と長寿命化計画との間に、中長期的な時間軸の中で双方の目的達成に相乗効果を生じているかを定期的に検証した上で、長寿命化計画の見直しの可否を検討されたい。

講じた措置の内容

【未措置】

長寿命化計画では、不具合が発生する前に改修を行う「予防保全」への転換を方針の1つとしていますが、包括管理業務委託においても同様の視点から業務が履行されることで、より効果的な施設の維持管理につながることを期待されます。

包括管理業務の所管所属及び事業者と適宜協議を行うことなどにより、双方が中長期的な視点を持って施設整備を行えるよう努めてまいります。

(教育総務課)

(意見 4－4) 学校体育館の有効活用に係る庁内連携について (本報告書 167 頁)

1. 事案の概要

教育委員会が所管する学校体育館は、教育目的だけでなく、学校開放、防災拠点、地域の交流拠点、地域の生涯学習やまちづくりなど多くの目的を達成するために、市としてどのように有効活用するかについて、庁内横断的な検討が必要と考える。

しかし、庁内での協議がなされたかについて確認したところ、そうした事実は確認できなかった。所管課においても学校施設は「教育施設」であることから、まずは児童、生徒が安全かつ快適に教育活動を行える環境を整えることを第一と考えており、他の所管課が学校体育館の有効活用について協議したいとの申出があれば、必要に応じて対応する方針である。

2. 監査の結果及び意見

学校体育館の管理運営について多くの情報を持っている教育委員会が施設に関する老朽化の状況や長寿命化計画の情報など、スポーツ課を始めとする関係所管課に積極的に情報提供することは可能と考える。

スポーツ庁では令和 2 年 3 月に学校体育施設の有効活用に関する手引きを公表しており、我が国の体育・スポーツ施設全体の中で、学校体育施設が約 6 割を占めており、地域におけるスポーツの場として、学校体育施設の有効活用を一層進めることを地方自治体に求めている。

こうした対応は、本計画における学校施設の長寿命化改良工事にも影響を与えるものと考えられるため、所管課としても学校体育館の有効活用に係る庁内連携について、積極的に関与することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

学校施設は「教育施設」であり、まずは児童生徒が安全・安心して教育活動を行える環境を整えることが第一と考えているところです。

学校体育館の有効活用については、必要に応じて関係所管課と連携を図っているところです。

(教育総務課)

【取組中】

多くの学校体育館は、災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、想定される避難者数や起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を含めて教育委員会と連携を図っているところです。具体的には、避難所となる学校体育館への空調設備の設置及び災害時の通信手段の確保に向けた事前設置型特設公衆電話の設置に向けた取組を教育委員会と連携しながら行っております。

(危機・防災対策課)

(意見 4－5) 学校プールの老朽化と長寿命化計画の策定について (本報告書 168 頁)

1. 事案の概要

市は、学校プールについて長寿命化計画の対象としていない。その理由は文部科学省の学

校施設の長寿命化計画策定に係る解説書において、プールは長寿命化計画の対象施設に含まれていないからである。しかし、学校プールも当然に老朽化し、かつ、夏季限定の学校施設に年間平均 54,000 千円の維持管理経費が掛かっているのである。学校プールをあくまでも日常の維持管理の対象施設として認識している市において、施設の状況を注視しつつ、随時、必要な改修をする方法はややもすれば対症療法的な手法になっているものと思われる。

2. 監査の結果及び意見

学校プールの中には唐崎小学校、瀬田中学校のように昭和 50 年に設置され 50 年近く経過しているものが相当数あり、今後更に増加することが見込まれる中で通常の維持修繕の範囲で対応することには、早晚限界が来ることは否めない。そうであれば、市は学校プールについても本計画の対象として計画的な維持管理と更新を考えるべきである。他都市では、日田市など長寿命化計画の中にプール施設長寿命化計画を策定している事例も散見されるところである。

このように学校プールも教育施設の一つとして位置付けられていることを勘案すると、市は学校体育館と同様に本計画の対象施設に含めるとともに、計画的な維持更新を検討されたい。

講じた措置の内容

【その他（現状維持）】

現時点で、長寿命化計画の対象施設にプールを含めることは考えていませんが、プールも教育施設の 1 つであることから、点検結果等を踏まえた適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて改修等についても検討してまいります。

（教育総務課）

（意見 4－6）学校プールの有効活用に係る庁内連携について（本報告書 169 頁）

1. 事案の概要

市は、学校プールを教育目的のために相当の経費を掛けて設置しているが、中学校の水泳部の利用等を除き、夏季限定の使用になっている。以前は小学校のプールを学校開放で利用したこともあったが、熱中症対策により、夏季休業中の学校主催の水泳教室を実施なくなり、プールの水質管理を行わなくなったことや、学校開放で使用する団体等の指導員の不足等の問題があり、現在は学校開放で利用されていないとのことである。

学校プールの使用について教育目的を第一義とすることは言うまでもないが、教育目的だけに相当の経費が掛かっている学校プールの課題を解消するために、市の他の施策目的に有効活用するとした場合、どのような方法が考えられるであろうか。

2. 監査の結果及び意見

最も可能性があるのは以前実施していた学校開放であるが、当時の課題を整理した上で、新たに指定管理者による運営が考えられる。他都市でも一宮市では市内 13 か所の学校開放プールについて、他の市営プールの指定管理者である民間事業者が管理運営している事例（ただし、一宮市の学校プールの指定管理は令和 4 年 3 月 31 日で終了）がある。

あるいは学校プールのあり方とも関連するが、今後統廃合により学校プールの廃止が見込

まれる場合、学校プール廃止後の跡地活用として児童・高齢者などのための福祉施設や文化施設などが考えられる。とりわけ学校との親和性を考慮すると、学童保育施設や公民館など他の公共施設の設置や複合化も選択肢として検討する余地がある。

これらの活用方法は市の公共施設マネジメントとも関連することから、地域の交流拠点、地域の生涯学習やまちづくりなどを所管する関係所管課と連携し、学校体育館と同様に学校プールの有効活用について庁内連携を図り、老朽化対策と併せて検討されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

令和5年度以降、市営プールを所管するスポーツ課や民間施設の設置者、スポーツ協会等と学校プールの在り方について協議を重ねているところであり、引き続き、老朽化対策を見据えつつ、関係所管課との情報共有・庁内連携を図りながら、学校プールの在り方について検討を進めてまいります。

(教育総務課・学校教育課)